

令和7年1月16日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市特別職報酬等審議会
会 長 中 澤 真

特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和6年10月8日付け6人第846号で諮問を受けましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

本審議会は、令和6年10月8日に、市長から会津若松市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、「特別職の報酬等の額の改定について」の諮問を受けた。

現行の額は、平成24年度の審議会からの答申を受けて、平成25年1月1日に改定されたものである。その後、平成28年度及び令和2年度に開催された審議会においては、据え置くことが適当であるとされ、今回4年ぶりに改定の要否について検討を要請されたものである。

本審議会は、公共的団体等の代表者、学識経験者に加え市民公募の委員も参加し、幅広い関係資料を集めたうえで、計5回の審議会を開催し、慎重に検討を行ったものである。

2 本審議会の答申

市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料額並びに議長、副議長及び議員の報酬額については、現行の額から1.5%引き上げるのが適当である。答申額（千円未満四捨五入）は、以下のとおりである。

改定の実施時期については、令和7年4月1日から実施することが適当である。

職名	現行額（円）	答申額（円）
市長	937,000	951,000
副市長	752,000	763,000
上下水道事業管理者	668,000	678,000
教育長	668,000	678,000
常勤の監査委員	575,000	584,000
議長	514,000	522,000
副議長	477,000	484,000
議員	447,000	454,000

3 審議の経過

(1) 過去の改定経過

かつての本審議会においては、県内他市との均衡を重視して、特別職の給料及び議員報酬の額を決定していた。その後、本市の財政状況が極めて厳しい状況にあった平成15年度の本審議会においては、これまでの県内他市との均衡を重視する考え方から、全国の類似団体都市との均衡を重視する考え方に変更し、市長の給料▲13.0%をはじめとした引下げ改定とした。

その後9年ぶりの開催となった平成24年度の審議会においては、全国の類似団体都市との均衡、職員の平均給料額の推移、市税収入の推移などの点を踏まえ、▲7.0%の引下げ改定とした。

平成28年度の審議会においては、全国の類似団体都市の状況を重視しつつ、本市の財政状況や歳入における市税の見通し、経済情勢等を総合的に勘案して審議が行われ、据え置くことが妥当との結論に至った。

こうした経過の中で開催された前回の令和2年度の審議会においては、新型コロナウイルス感染症が急速に広まり、全国に「緊急事態宣言」が発出された地域が拡大するなどコロナ禍における開催であった。市長等特別職の給料及び議員報酬の額は、全国の類似団体都市と比較して低い水準にあり、また、特別職の給料額は県内13市中、下位に位置することを確認したうえで、平時であれば、各職の職責と職務内容に鑑みても、特別職の給料及び議員報酬の額の引き上げを検討しても良い状況にあるとの認識に至った経過にある。しかしながら、コロナ禍における地域経済の状況や社会経済情勢の先行きの不透明さ等を総合的に勘案すると、額を引き上げることは躊躇せざるを得ず、据え置くことが妥当であるとの結論に至ったものである。

(2) 現行水準に対する認識

本市の特別職の給料及び議員報酬の額は、全国の類似団体都市と比較すると、いずれもその平均額を下回っている。

具体的には、市長▲1.44%（▲13,511円）、副市長▲3.88%（▲29,159円）、教育長▲4.94%（▲33,011円）、上下水道事業管理者▲1.27%（▲8,500円）、常勤の監査委員▲4.46%（▲25,667円）という状況にある。

議員についても同様であり、議長▲9.95%（▲51,164円）、副議長▲6.20%（▲29,578円）、議員▲5.66%（▲25,315円）という状況にある。

なお、県内他市との比較においては、13市を額の高い順に並べると、市長、副市長が13市中11番目、教育長が12番目など、人口規模及び財政規模が本市より小さい市よりも下位に位置しており、また、議長、副議長、議員は13市中4番目に位置している。

(3) 基本的視点に基づく審議の経過

特別職の給料等の決定にあたっては、一般的に、

- ・ 職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること（職務責任原則）
- ・ 当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失わないものであること（均衡原則）
- ・ 物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じて十分対応するものであること（状況原則）

これらを総合的に勘案して決定するのが妥当とされる。

そのため、本審議会においては、これらの3つの原則を踏まえ、人事院勧告等の状況、地域経済の状況、全国の類似団体都市及び県内他市における給料及び議員報酬額の比較、本市の人口推移や財政状況、過去における特別職及び一般職の給与改定の状況、近年の物価上昇などの視点から、慎重に審議を行った。

① 職務責任原則に基づく議論

市長をはじめとする特別職の職務や職責、特に、常勤の監査委員については、市の条例で代表監査委員を常勤と規定しており、各種監査に中心となって携わっていること、また上下水道事業管理者については地方公営企業法に基づき設置しており、本市の上下水道事業における経営のトップとして携わっていることなどを確認した。

議員については、通年議会制度の導入や市民との意見交換会、議会モニター制度の導入など議会制度及び近年の会津若松市議会改革の取組のほか、委員会を中心に協議が行われていることなど、定例会議以外の議員活動について確認した。

② 均衡原則に基づく議論

一般職の職員の給料については、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告ともに、前回の開催年度にあたる令和2年度から令和3年度においては額の改定がなかったものの、令和4年度以降はプラスの改定（ベースアップ）となっている。

特に、令和5年度以降は部長級を含む全職員の給料額を引き上げる改定内容となっている。令和6年度の一般職の職員の給料における改定率は、人事院勧告では2.76%、人事委員会勧告では2.80%と約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっている。前回の審議会が開催された令和2年度から令和6年度までにおける部長職の給料の改定率は1.44%となっているところである。

市長、副市長及び教育長の給料額、並びに議長、副議長、議員の報酬額については、全国の類似団体都市及び県内他市の財政力指数等との相関関係を分析し、いずれにおいても相関関係（財政力指数が高い自治体の給料額等が高く、財政力指数が低い自治体の給料額等が低いといった関係性）は弱いものの、全国の類似団体都市との比較では本市の給料額及び報酬額は、いずれも財政力指数との関係性において低い額となっている。

なお、常勤の監査委員と上下水道事業管理者については、他の類似団体都市において特別職としている自治体数が少ないことから、同様の分析は行わなかったものである。

議長、副議長及び議員の報酬額については、特別職とは異なり、県内他市との比較では平均額を上回っている。このことについては、各市の人口と報酬額との相関関係が強い（人口が多い自治体ほど報酬額が高い傾向にある）ことを確認した。

③ 状況原則に基づく議論

- ・ 新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に移行後、本市を訪れる観光客は増加しており、回復傾向にある。特に外国人観光客数が増加しており、この点は前回開催の令和2年度の状況とは大きく異なる。

しかしながら、本市に本社がある金融機関が発行している地域経済レポートによると、取引先企業における景況感について、令和6年6月の調査では全職種において「良い」と回答した企業よりも、「悪い」と回答した企業が上回っていた。

- ・ 本市の人口は減少傾向にあり、特に年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は年々減少している。
- ・ 財政状況については、特に一般財源の主たる部分を占めるこれまでの市税の収入について、市税の種類（市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税）まで細分化し確認したところ、コロナ禍においても大きな落ち込みは見られず、同程度で推移していた。市が公表している中期財政見通しでは、今後の3年間の税収についても同様に推移するものと見込んでいる。
- ・ 物価上昇について、総務省統計局が公表している消費者物価指数を見ると、総合指数について令和2年を100とした場合、本市が該当する人口5万人以上15万人未満の区分小都市Aでは令和4年平均が102.4、令和5年平均が105.7と上昇しており、令和6年10月の同指数は109.8と物価上昇の傾向は現在も続いている。

4 答申の理由

以上の各視点を基に審議する過程において、一部の委員からは本市の特別職の給料及び議員報酬の額について「据え置き」とする意見が出されたものの、最終的には、本市の特別職の給料及び議員報酬の額については「引き上げる方向」にあるとされた。そのうえで、引き上げの率については、前述の答申のとおり、現行の額から1.5%引き上げることが適当であるとの意見で一致した。その理由は以下のとおりである。

- ① 地域経済状況を踏まえると特別職の給料額等を引き上げることは慎重にならざるを得ないものの、一方で、全国の類似団体都市との比較において特別職の給料及び議員の報酬の額は平均を下回っていること、一般職の職員の給料額

については人事院勧告等で令和4年度以降プラスの改定となっていること、さらに、近年の物価上昇や前回審議会の経過などを踏まえると、今回は特別職の給料額等を引き上げることもやむを得ないものと思料する。

- ② そのうえで、まず、市長給料額の引上げ率について審議した。均衡原則に基づき、市長の給料額937,000円と、全国の類似団体都市の平均額である950,511円とを比較すると、市長の給料は13,511円、1.44%少ない。これを踏まえて、1.44%を改定率の考え方としたところである。

さらに、人事院勧告に基づく市職員の給料改定率との均衡を図る観点から、前回の審議会が開催された令和2年度から令和6年度までにおける部長職の給料の上昇率1.44%についても踏まえることとしたものである。

以上より、類似団体の平均額との差及び市職員給料の上昇率を踏まえ、市長給料改定率の基本的な考え方を1.44%としたところであるが、さらに、県内13市の中で下位に位置することなどについても勘案した結果、市長給料改定率を1.5%とすることが適当であるとの合意に至ったものである。

- ③ 次に審議した副市長、上下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料額、並びに議長、副議長及び議員の議員報酬額についても、市長の給料改定率と同様、1.5%とすることが適当であるとの合意に至ったものである。

5 附帯意見

特別職報酬等審議会の審議を重ねてきた経過で、次の点について特に意見があったので、答申の附帯意見とする。

(1) 各種非常勤職員の報酬について

特別職の非常勤職員の報酬額については、市長等常勤の特別職の給料額への改定率（1.5%）を全ての特別職の非常勤職員に一律に当てはめるのではなく、なり手不足が生じている職についてはその解消を図るため、県内他市を中心として額を比較し、市において職ごとに調査研究のうえ、報酬額について適宜見直していくことが望ましい。

(2) 選挙管理委員会に係る非常勤職員の報酬の支給方法について

市から本審議会に対して意見を求められた「投票所の投票管理者」、「期日前投票所の投票管理者」、「投票所の投票立会人」及び「期日前投票所の投票立会人」への報酬額の支給に関する、日額を基本としながらも例外的に時間額としても支給できるようにする制度の見直し案について本審議会としては異論はなく、賛成するものである。

(3) その他の意見

① 常勤の監査委員について

本市における常勤の監査委員の職責や具体的な職務内容については、審議の中で理解したものの、全国の類似団体都市や県内他市では常勤の監査委員としている自治体は少ないことから、本市監査委員のあり方について研究するよう望むものである。

② 住民１人当たりの議員報酬月額について

本市は、全国の類似団体都市と比較して、住民１人当たりの議員報酬月額が高い。このことについては、前回及び前々回の本審議会においても、議員数が多いことが要因ではないかとの意見があり、今後、議会制度等の研究、検討をする際に、このような点についても考慮されることを望むとする附帯意見を提出してきた経過がある。

これに関して本審議会は、本市の市議会は議会改革を積極的に行い、全国でも先進的な市議会として評価されており、議員活動も活発で多忙であることについては敬意を表し、評価するものであるが、議員定数削減については、引き続き研究、検討するよう強く望むものである。